

宮城県「子ども支援会議」設置要項

-子どもと保護者に優しい環境の修復-

1. 目的

東日本大震災により被災した人々を対象に、特に子どもたちの保護、心のケア¹、子育て支援などを実施するにあたって、宮城県の復興支援計画実施のため・具体化のために NGO 及び NPO などの関係各機関の連絡調整を図る。

宮城県の子ども支援に関する NGO/NPO 間と行政との情報共有と、よい実践例に沿ったモデル事業の推進を促す。

2. 活動

- ・ 誰が (Who)、何を (What)、どこで (Where)、いつ (When) といった活動の情報共有のとりまとめと促進。
- ・ 子どもに関する支援の重複、不足、ギャップを情報共有により見極め調整。
- ・ 共有情報を行政を通じ自治体、地域団体へ発信・啓発し、現地協力、地域資源活用を促進。
- ・ 優れた実践例の共有および有害になりかねない実践例の抑制。
- ・ スタッフやボランティアの研修機会の共有。

3. 活動の原則

本会は、参加団体個々の活動がより効果的・適切に行えるよう相互の連携・連絡を図るものであって、会員団体個々の活動を制限するものではない。

本会は、特定の政党・団体・個人の利益のために活動するものではない。

4. 参加団体

県の関連部署 (教育庁義務教育課、教育庁生涯学習課、総務部私学文書課、教育庁スポーツ健康課、保健福祉部子育て支援課)、ジャパン・プラットフォーム、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、日本ユニセフ協会、プラン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、シャンティ国際ボランティア会、日本赤十字社、災害子ども支援ネットワークみやぎ (2011年8月7日現在)。本会の趣旨に賛同する非営利団体は、原則参加できる。

5. 会合

宮城県教育庁(仮)が会の呼びかけを実施し、みやぎ連携復興センターが会の進行、議事録作成等に係る本会合運営業務を担う。

本会合は、月に1度の開催を目安とするが、適宜必要に応じ会合を開くものとする。

¹ 「心のケア」は、国際的ガイドラインで使っている「精神保健・心理社会的支援」を意味することとする。